

# 山梨県公報

第千四百十七号

平成十五年

九月二十二日

月 曜 日

## 目次

保安林の指定の解除の予定	五八九
漁業法に基づく共同漁業及び区画漁業の免許の内容となるべき事項等	五八九
土地収用事業の認定について	五九七
山梨県流水占用料等に関する条例別表中知事の定める額の一部改正	五九七
<b>公 告</b>	
松くい虫駆除命令内容の公表	五九八
国土調査の指定	五九九
落札者等の決定について	五九九
開発行為に関する工事の完了について	五九九

## 告 示

### 山梨県告示第四百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十五年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
西八代郡市川大門町八之尻字前畑二〇九三の四、二〇九四の四、二〇九五の二、二〇九五の四、字東岩下二二二四の三
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

### 山梨県告示第四百五十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、共同漁業

及び区画漁業の免許の内容となるべき事項等を次のように定める。  
平成十五年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 一 共同漁業

1 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び関係地区  
別表第一のとおり

2 免許予定日  
平成十六年一月一日

3 免許申請期間  
平成十五年十月一日から同年十一月十四日まで

4 存続期間  
平成十六年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

5 制限又は条件  
別表第一のとおり

### 二 区画漁業

1 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び地元地区  
別表第二のとおり

2 免許予定日  
平成十六年一月一日

3 免許申請期間  
平成十五年十月一日から同年十一月十四日まで

4 存続期間  
平成十六年一月一日から平成二十年十二月三十一日まで

5 制限又は条件  
別表第二のとおり

別表第一 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び関係地区

漁業権の公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	制限又は条件
第一内共第五	共同漁業	あゆ	一月一日から一月十二日	葦崎市及北巨摩	基点一号(北巨摩郡双葉町地先双田橋(新橋)橋台左岸下流端)と基点二号(南アルプス市野牛島地先双田橋(新	葦崎市及北巨摩	治水上必要な河川工事の施行に支障を及ぼさ

業いび業わいか、漁業、ぐい、漁業、なぎ、う、漁業、わな、い、漁業、ます、にじ、業、まご、名あ、準和、(標)	月三十一日	郡の全町	橋(橋台右岸下流端)とを結ぶ直線と基点三号(長野県諏訪郡富士見町地先白州町道松原国界線にかかる国界橋橋台左岸上流端)と基点四号(北巨摩郡白州町地先白州町道松原国界線にかかる国界橋橋台右岸上流端)とを結ぶ直線との間の釜無川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。 一 釜無川の合流点より上流の御勅使川の本流及び支流 二 基点五号(北巨摩郡高根町清里字月の木三六八六番地下流筆界に設置した標柱)と基点六号(基点五号から百七十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と北巨摩郡高根町清里地先東京電力津金発電所取水堰下流端から五十メートル下流の滝下の間の大門川本流及びダムたん水域 三 基点七号(北巨摩郡須玉町大字比志字告場一四四三番地地先に設置した標柱)と基点八号(北巨摩郡須玉町大字比志字シキミ沢三七三八番地の十一地先に設置した標柱)とを結ぶ直線から基点九号(北巨摩郡須玉町大字比志字塩川三九七九番地の一地先に設置した標柱)と基点十号(北巨摩郡須玉町大字小尾字大平二〇七一番地の一地先に設置した標柱)とを結ぶ直線及び基点十一号(北巨摩郡須玉町大字小尾字中
		郡の全町	村の各地

業同種第五	内共第二			
あゆ	まめ	あゆ	あゆ	あゆ
一月	一月	一月	一月	一月
甲府市	甲府市	甲府市	甲府市	甲府市
積り八八六三番地地先に設置した標柱)と基点十二号(北巨摩郡須玉町大字小尾字切畑一二四四番地の三地先に設置した標柱)とを結ぶ直線との間の塩川並びに本谷川の本流及びダムたん水域	基点一号(西八代郡市川大門町地先三郡東橋橋台左岸下流端)と基点二号(南アルプス市東南湖地先三郡西橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線と基点三号(北巨摩郡双葉町地先双田橋(新橋)橋台左岸下流端)と基点四号(南アルプス市野牛島地先双田橋(新橋)橋台右岸下流端)とを結ぶ直線との間の釜無川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。 1 基点九号(甲府市高成町字笹ノ渡一〇九番地の一地先に設置した標柱)と基点十号(甲府市猪狩町字曾根一〇五七番地地先に設置した標柱)とを結ぶ直線と基点十一号(甲府市高成町字骨の坂一五〇番地地先に設置した標柱)と基点十二号(基点十一号から百七十九度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線との間の荒川本流及びダムたん水域 2 甲府市下帯那町の丸山溜池(通称千代田湖)			
甲府市	甲府市	甲府市	甲府市	甲府市
治水上必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと。				



内共 第四号	内共 第五号							
業同種共 第五	業同種共 第五							
あゆ、漁業、まめ、(標)、準和、名あ、まこ、(漁)、業、に、す、ます、漁業、い、わ、な、漁業、う、な、ぎ、う、漁業、い、う、漁業、お、か、わ、漁業、い、び、こ、い、漁業、に	あゆ、漁業、まめ、(標)、準和、名あ、まこ、(漁)、業、に、す、ます、漁業、い、わ、な、漁業、う、な、ぎ、う、漁業、い、う、漁業、お、か、わ、漁業、い、び、こ、い、漁業、に							
一月一日から	一月一日から							
西八代市、大門町、六郷町、及び、び下、部町、並び、に、巨摩郡増穂町、穂、中、沢、富、延、及、南部、の、各地、先	西八代市、大門町、六郷町、及び、び下、部町、並び、に、巨摩郡増穂町、穂、中、沢、富、延、及、南部、の、各地、先							
基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百	基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百							
治水上必要 な河川工 事の施行に 支障を及ぼ さないこと。	治水上必要 な河川工 事の施行に 支障を及ぼ さないこと。							

内共 第七号	内共 第六号							
業同種共 第五	業同種共 第五							
あゆ、漁業、まめ、(標)、準和、名あ、まこ、(漁)、業、に、す、ます、漁業、い、わ、な、漁業、う、な、ぎ、う、漁業、い、う、漁業、お、か、わ、漁業、い、び、こ、い、漁業、に	あゆ、漁業、まめ、(標)、準和、名あ、まこ、(漁)、業、に、す、ます、漁業、い、わ、な、漁業、う、な、ぎ、う、漁業、い、う、漁業、お、か、わ、漁業、い、び、こ、い、漁業、に							
一月一日から	一月一日から							
並、に、巨摩郡、早川町、及び、身延町の、各地、先	並、に、巨摩郡、早川町、及び、身延町の、各地、先							
基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百	基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百							
治水上必要 な河川工 事の施行に 支障を及ぼ さないこと。	治水上必要 な河川工 事の施行に 支障を及ぼ さないこと。							

内共第八号	第五種共同漁業	い漁業	一月一日から一月三十一日まで	大月市及び北都留郡上野原町の各地先	<p>基点一号（山梨県と神奈川県の境界と相模川右岸との交点）と基点二号（基点一号から三十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線と基点三号（大月市と都留市との境界と相模川左岸との交点から下流七百五十メートルの地点）と基点四号（大月市と都留市との境界と相模川右岸との交点から上流七百五十メートルの地点）とを結ぶ直線との間の相模川の主流及び支流。ただし、次の区域を除く。</p> <p>一 基点五号及び基点六号（大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三〇六四番地の八地先右岸及び左岸に設置した標柱）とを結ぶ直線から基点七号及び基点八号（大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三〇六四番地の七地先右岸及び左岸に設置した標柱）とを結ぶ直線との間の土室川本流及びダムたん水域</p> <p>二 基点九号（大月市七保町大字瀬戸字竹平二二一〇番地の三下流筆界に設置した標柱）と基点十号（大月市七保町大字瀬戸字唐沢二二〇一番地先に設置した標柱）とを結ぶ直線から大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三〇六四番山梨県有林百八十一林班一小班地先砂防堰堤上流端及び大月市</p>
				大月市及び北都留郡上野原町	<p>治水上必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと。</p>

内共第十号	第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から一月三十一日まで	南都留郡秋山村	<p>基点一号（南都留郡秋山村字瀬戸原五二六番地先に設置した標柱）と基点二号（基点一号から三十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線から上流の秋山川の本流及び支流。ただし、基点三号（南都留郡秋山村地先中野橋橋台左岸上流端）と基点四号（南都留郡秋山村地先中野橋橋台右岸上流端）とを結ぶ直線と基点五号（南都留郡秋山村地先落合橋橋台左岸下流端）と基点六号（南都留郡秋山村地</p>
内共第九号	第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から一月三十一日まで	富士市、吉田、都留市、南都留郡西桂町の各地先	<p>基点一号（大月市と都留市との境界と相模川左岸との交点から下流七百五十メートルの地点）と基点二号（大月市と都留市との境界と相模川右岸との交点から上流七百五十メートルの地点）とを結ぶ直線と基点三号（富士吉田市と南都留郡忍野村との境界と相模川左岸との交点）と基点四号（基点三号から五十度の直線と対岸との交点）とを結ぶ直線との間の相模川の主流及び支流</p>
				富士市、吉田、都留市、南都留郡西桂町	<p>治水上必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと。</p>



内共 第十号	内共 第十号	内共 第十号	
業同種共 第五	業同種共 第五	業同種共 第五	
、漁さわか ふ業さわか	漁ぐび業ぎう 業いう	、漁ま、漁あ まめや業	漁業 ますうら及び わな、漁業 ますに、業め やま
十二から一月	で日十一 月三十二	で日十一 月三十二	
湖山中留南 村中郡都	先村道留南 地志郡都	先村地忍留南 野郡都	
山中湖	と神奈川県津久井郡津久井町との境界と道志川右岸との交点)と基点二号(基点一号から二百九十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線から上流の道志川の本流及び支流	基点一号(南都留郡道志村と山中湖村との境界と相模川左岸との交点)と基点二号(基点三号から四十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線との間の相模川の本流及び支流	先落合橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線との間の秋山川の区域を除く。
湖山中留南 村中郡都	村道志留南 志郡都	村忍野留南 野郡都	
一 施川必要な河 行に事の水上	ないこと。 障を及ぼさ ないこと。	障を及ぼさ ないこと。 の施行に支 障を及ぼさ ないこと。	治水上必要 な河川工事 の施行に支 障を及ぼさ ないこと。

内共	
第五	
わか	業すちおび業わい、漁ぐ、漁な、漁こ業、な 漁ばくお及漁かお業いう業ぎう業い漁
一月	で日十一 月三
南都	地先
河口湖	
南都	
一 治水上	障を及ぼさないこと。 二 オオク チパスの 漁場管理 について は、次の 措置を講 ずること 。1 当該 水面にお ける在来 の生物へ の影響を 評価する こと。 2 流出の 予防及び 流出を想 定した対 応措置を 確保する こと。 3 当該漁 場の承 認の得ず るに生 体のま まに持 ち出さ ないこ と。 治水上

第十号

共同漁業

さぎ、なふ、な、こい、な、な、い、わ、お、お、く、ば、漁、及、に、ま、す、漁業

一日から十月十三日まで

留口郡、河内町、湖勝村、山勝村、及山勝村、足和田村、田各地方

留口郡、河内町、湖勝村、山勝村、及山勝村、足和田村、田各地方

必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと。オオクチバス等の漁場管理については、次の措置を講ずること。1 当該水面における水生動物への影響を評価すること。2 流出の予防措置及び流出を想定し、対症措置を確保すること。3 当該漁場から知事承認を得ず、に生体を持ち出さないこと。

内共第十号

第五共同漁業

やま、め、漁、業、わ、さ、な、な、こ、い、な、な、い、わ、お、お、く、ば、漁、及、に、ま、す、漁業

一月から十月十三日まで

南都留郡、足和田村、田各地方

西湖

南都留郡、足和田村、田各地方

こと。1 当該水面における水生動物への影響を評価すること。2 流出の予防措置及び流出を想定し、対症措置を確保すること。3 当該漁場から知事承認を得ず、に生体を持ち出さないこと。







足和田村	7円	3円	7円
------	----	----	----

7円	3円
7円	3円
7円	3円

富士河口湖町  
(旧河口湖町及び  
旧勝山村の区域に  
限る。)

7円	7円
7円	3円

7円	7円	3円
7円	7円	3円

# 公 告

● 松くい虫駆除命令内容の公表  
森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、次  
のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定に  
より公表する。

平成十五年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

## 一 区域及び期間

1 区域  
塩山市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び  
関係地域振興局林務環境部に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 期間

平成十五年十月十二日から十九日まで

## 二 森林病害虫等の種類 松くい虫

## 三 行うべき措置の内容

- 1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をかく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- 2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をかく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- 3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をかく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

## 四 命令をしようとする理由

一の1の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木等の所在する地域を所管する地域振興局林務環境部長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木等の所在する地域を所管する地域振興局林務環境部長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- 4 知事は、三に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
- 5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成十五年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 国土調査の指定年月日

平成十五年九月十一日

二 調査を行う者の名称

下部町

三 調査地域

西八代郡下部町車田、熊沢、樋田及び三沢

四 調査期間

平成十五年九月二十二日から平成十六年三月三十一日まで

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

農業農村整備事業標準積算システム機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県農政部耕地課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十五年八月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

エヌイーシーリース株式会社 東京都立川市錦町一丁目八番七号  
五 落札金額  
六千七百七十八万二千九百六十円

六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日  
平成十五年七月十七日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字梅ノ木六一二、六一四、六一六、六一七、六一八、六一九、六二〇の一及び六二〇の四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条六百十九番地 マジエスティックツリー有限公司 代表取締役  
高野雅人

高野雅人

高野雅人

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番